

Title	アダム・スミスの賃金論
Sub Title	
Author	気賀, 勘重
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.7 (1923. 7) ,p.1006(32)- 1044(70)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	アダム・スミス生誕二百年記念号 論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230701-0032">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230701-0032</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 「アダム、スミス」の賃金論

氣 賀 勘 重

(一)

「アダム、スミス」は近世經濟學の鼻祖として知らる。而して今日の經濟學を學ぶ者亦一般に氏を以て斯學の鼻祖と認むるに異議ある者なし。然りと雖も氏をして斯學最高の權威たらしめたる其著國富論を通讀すれば、其中に現はれたる種々の思想學説は決して氏の獨創獨得のものゝみに非ず。其主なる學説は或は之を英國の先哲に取り或は之を佛國重農學者に學べる部分多く、氏の獨創に係れるものは割合に少きやの觀あり。是れ經濟學説史研究家の等しく一致せる意見なるも、然かも是等の諸先輩を擱き、特に氏を以て斯學の創設者と認むるの點に於て、諸家の所見の概ね一致する所以のものは何ぞや。他なし、舊來のあらゆる學説を精査研究して之を既往及び現在の事實に照し、一切の事實と學説を取捨統合して渾

然たる一系の學説と爲したればなり。各部分に就て之を觀れば、勿論氏の獨創に係る所説なきに非ず。然りと雖も氏の斯學上に於ける大功績は此等獨創の所見に非ずして其綜合的學説に在り。經濟生活に關する一切の事實と各種の學説とを悉く網羅研究し、各其眞價を批判して巧に之を綜合せるの點に在り。故に經濟生活に關する舊來の學説にして氏に依つて考慮せられざるもの殆どあることなく、經濟生活各方面の事實にして氏の研究する所と爲らざるもの亦殆どあることなし。氏は實に斯の如くして後世の爲に斯學研究の範圍を指示し、斯學研究上思索す可きあらゆる方面を指摘せり。後世の斯學を研究する者復た大體に於て氏の指示せる範圍以外に出づる者なく、其研究方針亦氏の指摘せる其何れかの方面に向はざるは無し。是れ實に氏が一般に斯學の創設者と稱せらるゝ所以なり。氏は實に斯の如くして舊來の學説思想を綜合せると共に、斯學將來の研究に向つて其基礎を定めたり。尨然たる一部の國富論は斯くて斯學に關する在來の思想の輻輳せる中心點たると共に、將來に於ける斯學上の諸思潮の其端を發する源泉と爲れり。然れど氏の研究的態度は飽く迄も綜合的にして且つ現實的なるの

結果、其説く所は頗る多岐多端に亘り、其主張する所も亦甚だ多方面に馳せたり。流暢なる其文體と拘束されざる其言辭の使用、並に巧妙な其説話論述の方法は、一見讀者をして、其間何等の矛盾なく不徹底なきの感を抱かしむるものありと雖も、少しく詳に前後の所説を比較すれば、其間幾多の矛盾を發見せざるに非ず。又縦令ひ明に矛盾といふを得ずとするも、少くとも幾多の論理的不徹底と一見矛盾の感を抱かしむるに足るの不明確とを認めざるを得ず。蓋し餘りに廣く各方面の事實に鑑み、餘りに多く各種の思想を糾合せんとしたるの結果、遂に綜合統一の點に於て完全に成功するを得ざりしの觀ありと雖も、兎に角、此等の矛盾と不徹底とは往々にして氏の所説態度に對する種々の誤解を生せしめ、種々の議論を惹起するに至らしめたるものあり。

今試に其二三の例を示さんか。氏は一般に個人主義の經濟學を説き、個人の利益を力説せるの學者として傳へらる。而して氏が解卷の劈頭第一編の第一章及び第二章に於て、生産の進歩が主として分業及び交易に基づき、分業及び交易が更に人類の利己心に基因せるものなるを力説せるを初め、以下全編に亘りて經濟上

に於ける利己心の作用を高唱し、之を尊重するの必要を説けるは、斯る見解の必ずしも不當ならざるを覺えしむるものなきに非ず。氏は實に幾多の所論に於て極端なる個人主義的議論を高唱せり。然れども亦他の一面に於ては斷々乎として放縱なる利己心の發動を非難し、國家及び國民全體の利益を力説して熱烈なる愛國的至情を發露せり。第三編第六章に於て商人及び製造業者の非愛國行動に熱罵を加へたるを初め、其前後幾多の點に於て國利國益を忘却せる行動を非難せるの議論は隨處に之を認むるを得可し。氏が決して單純なる個人主義に固執せる偏狹の論者に非ざる次第は、敢て氏の道德情操論又は講義筆記に待つまでもなく、國富論其物の中にも各所に瞭然たるものあるなり。

「アダム、スミス」は又一に自由主義の經濟學者、自由貿易論の主張者として知らる。而して氏が常に内國産業及び外國貿易の上に於ける個人的自由の必要を極論して、舊來の徒弟制度の弊害を説き(第一編第十章)、重商制度の干涉の弊を論じ(第四編第一、二章)、君主が私人の産業を監督指揮するの無謀なるを説ける(第四編第八章)等の點より觀れば、經濟政策上原則に於て氏が自由主義の制度を確認し、自由貿易の

利益を認めたるは敢て疑ふの餘地なしと雖も、併し氏は此主義此思想に捕はれて一切他を顧ざるの熱狂的自由主義者に非ず。一面に於ては確に將來の所謂「マシネスタール」派の主張の骨子たる可き議論を爲せると同時に、又他の一面に於ては國防又は國民全般の利益の見地よりして、或は製造品に對する緩和なる關稅賦課の必要を説き(第五編第二章、或は通商を制限せる航海條例を辯護し(第四編第二章)或は國防の爲にせる保護關稅及び産業獎勵金の必要を論じ(第四編第五章)場合に依りては報復關稅すら是認するの論を爲せるのみならず、内國工業の上に於ても亦科學的智識普及の必要を論じて一種の職人試験、親方試験の必要をすら唱説せり(第五編第一章第三節)。氏は實に自由主義を信するの人と言ひ得可きも徹頭徹尾之を固執せるの偏狹者流に非ず、自由貿易論を主張せるの人なるも無制限に之を固持せる熱狂者に非ざるなり。

氏が世俗一般に資本主義の唱導者、資本家の利益の辯護者として傳へらるゝの事情亦等しく之に似たるものあり。氏が商業及び工業を以て秩序と整然たる政府とを生せしめ一國の住民に安寧と自由とを與ふるに至りたる主要の原因と認

めたるを初め(第三編第二章)文明進歩の上に於ける商工業者の功績を唱説せるは決して一再に止まらず。殊に資本の増殖なくんば如何なる經濟的進歩も之を期するを得ずとは、氏の屢力説せる所なるより觀れば、世人の斯る見解も亦決して無理ならずと雖も、氏は決して後世の自由貿易論者又は資本主義者の如く、極端なる資本主義商工主義に陥れるに非ず。資本の利益を以て人類の利益と同一視し、資本家を以て常に一般の文明進歩を援け、あらゆる人類の幸福を増進する者と見做すが如き偏見は氏の全く取らざる所なり。即ち氏は國富論第一編第十一章末に於て資本家の利益の必ずしも全社會及び國家の利益と相合致するものに非ざる次第を説けるを初めとして、或は労働者に對する其横暴を難じ(第一編第八章)或は商業者の獨占的態度を非難し(第四編第二章)或は私利に馳せて國家の利益を無視するを難する(第一編第十一章)等、皆に資本家の行動を非難せる點少からざるのみならず、却つて其一面に於ては其利害正に資本家階級に反せりと爲せる労働者階級の厚遇と福利増進の必要をも力説せり。

其他、價值に關する學說其他の理論に於ても、將た又經濟政策に關する各種の施

設に就ても、氏は等しく多様の觀察を下し多方面の議論を立てたり。要するに氏は決して一理想一主義に拘泥せる單調なる理想家に非ず、一方面一階級の利益に着眼せる偏頗なる政策論者に非ず。國民全般の利益幸福といふ高き見地に立ち、あらゆる種類の利益と主義思想とを觀察し、適當に之を取捨折衷して一切の利益の調和と促進とを圖るの途を明にせんとせるの大思索家なり。而して斯の如く國民全般の幸福といふ大見地よりして國富發達の由來を明にし、之に處す可き政策の針路を示さんとせるものは即ち其名著國富論なり。故に其觀察の方面は頗る廣く其議論亦甚だ多方面に亘れり。凡そ一個の問題を論ずるや決して單に一片の理論又は一定の事實的説明を以て満足することなく、必ず理論と實際の兩方面より之を解決するに努め、之に關する過去及び現在の一切の理論と事實とを參酌するの態度を取れり。是に於てか、既往に於ける一切の理想と既往及び現在の一切の事實とは、此一大雄篇の中に包容せられて此に一系の學說と爲り、斯學上に於ける各種思想の淵源と爲れると共に、其議論觀察の多面的なるより生せる幾多の矛盾と不徹底並に之に伴へる世間幾多の誤解とは後世に於ける斯學攻究者

の研究を刺激し、將來に於ける斯學發達の端を啓けるものあり。氏の此一篇の著書が後世に於ける斯學上の各種の理論並に政策論の殆ど凡ての萌芽を藏せる次第、並に多面的なる氏の議論が將來に於ける種々の學說を生むに至りたる次第は、敢て其全篇を通讀するまでも無く、單に其一部分又は一二章を翻讀するも容易に之を窺ふを得可し。

今や氏の生誕二百年を紀念するに際し、勞働の賃銀に關する氏の所說の概要を述べて其短評を試みんとするもの、一は氏の高風を追憶すると共に、又一には具體的に此次第を明にして以て世俗幾多の人士の誤解を糾すの材料に供せんとするに外ならざるなり。

## (三)

「スミス」の賃銀に關する學說は、主として國富論第一編の第八章及び第十章に於て之を説けり。即ち第八章に於ては賃銀一般の決定の理法並に其高低の由來及び原因を明にし、第十章に於ては職業の差別に従ひ各其賃銀に高低の生ずる所以を説明せり。



由來賃銀なる語には廣狹二様の意義あり。狹義に於ては所謂契約上の賃銀、殊に一定の雇主に雇傭せらるゝ、實役労働者が其労働に對して契約上受くる所の報酬をいひ、廣義に於ては各種の労働に對する一般の報酬、即ち單に契約賃銀のみならず、自ら事業を經營する其經營の勤勞に對する報酬をも併せて之をいふの常なるも、世俗普通の用語に於ては一般に狹義に解釋せらるゝの風あり。然るに「スミス」は一般に世俗普通の意味に於て其用語を使用するの風あるに拘らず、此場合に於ては特に廣義に之を解釋して各種労働の報酬全部を賃銀と見做せるが如し。勿論氏は明に之が定義を下せるに非ず。氏は其他の用語の場合に於けると等しく、此語に對しても特に定義を下せることなしと雖も、物價の構成要素を論ずるに際して「地代、利潤及び賃銀の三者は物價の全部を構成す」といひ、「普通の農業者は利潤と共に賃銀をも併せて之を收得す」といひ、「獨立なる製造業者の利得は通例利潤と稱せらるゝも、此場合には賃銀が利潤と混同せらる」と説き（第一編第六章）、「小店主の得る利潤は一見頗る高率なるも是れ利潤に假裝せる實際賃銀に外ならず」（第一編第十章）と論せるより觀れば、此の眞意は明に之を窺ふに難からず。蓋し學理的

的研究の爲に一切の労働報酬を一括して賃銀と稱するの適當なるを感せし結果なる可く、從つて第八章賃銀論の冒頭に於ても労働の生産物は労働の自然的報酬又は賃銀を構成すと喝破して其眞意を明にしたり。

然れど、氏は常に此解釋を確持して終始一貫せりといふを得ず。進んで賃銀決定の理法を説くに當つては或は其多寡は通例利害相反せる兩者間の契約に依りて決せらるといひ、或は労働者維持の用に供せらる可き基金の多寡に依つて定めらるといふ等、第八章及び第十章を通じて恰も契約賃銀の意義に解せるの跡歴然たるものあり。敢て前の解釋を無視せるに非ず、議論説明の便宜の爲に一斑を擧げて全豹を示すの態度を取れる結果と見るを得ざるに非ずと雖も、兎に角、一章を通じて之を觀れば讀者をして此一語に廣狹二様の解釋あるの感を抱かしむるものあるは復た争ふ可からず。「スミス」が行文を平易明快ならしむるに留意して其措辭用語の上に頗る拘束せられざる自由の態度を取りたる一端は既に此にも亦之を窺ふを得可し。

## (三)

然れど「スミス」の研究態度の最も明瞭に窺はるゝは、賃銀決定の一般的原因に關する其所論に在り。即ち氏は賃銀論の劈頭第一に先づ述べて曰く(國富論第一編第八章、以下特に註せざる引用は何れも本章よりの引用なり)

「労働の生産物は労働の自然的報酬又は賃銀を構成す。土地の所有並に資本の蓄積の行はるゝ以前の原始状態に在りては、労働の全生産物は労働者に屬す。(中略)此状態にして繼續せしならんには、労働の賃銀は分業に依りて生ずる其生産力の一切の改良と共に増加したるなる可く、一切の物品は漸次益々低廉と爲りたるなる可し」云々、

此所論より觀れば、賃銀の多寡は一に労働の生産力に依つて決定せらるゝ次第なり。然れど氏の更に進んで論ずる所に據れば、斯の如きは畢竟土地の私有なく資本の蓄積なき原始状態に於けるの事實に過ぎず。土地の私有行はるゝに及んでは、地主は労働者が土地より收納又は收拾し得可き殆ど凡ての生産物の一部分を要求するに在り、又労働者が生産作業從事中自ら支ふるの生活資なく、自ら用ゆるの材料なくして、雇主の資本より之が支給を受くる時は雇主は其生産物に對し

て参加せんことを要求するに至る。斯くて地主の地代と雇主の利潤とは労働の生産物中より控除せらるゝなり。勿論労働者自ら資本を所有せる場合には、其労働者は其労働の全生産物を享得すと雖も、斯の如き場合は事實頗る稀有にして、労働者と雇主とは通例別人なるの常なり。即ち氏の所見に據れば地主並に雇主と労働者とは通例別人にして、賃銀は一般に雇傭賃銀たるなり。

然らば此賃銀は如何にして決定せらるゝや。「スミス」は此點に關して述べて曰く、  
「労働の普通賃銀如何は何れの地に於ても通例、常に決して其利害を一にすることなき兩派の間に締結せらるゝ契約に依りて定めらる。労働者は可及的多くのを得んことを望み、雇主は可及的少なく與へんことを望む。前者は労働の賃銀を引上げるが爲に團結せんとし、後者は之を引下ぐるが爲に團結せんとするの傾あり」と。

即ち氏は此點に於て賃銀を以て各種の物價と等しく、全く需要供給の關係に依りて決定せらるゝものと爲すに似たり。而して此賃銀決定上に於ける兩者の地

位關係に關して「スミス」の論述せる所は實に當今に於ける社會政策的立法の理由を想はしむるものあり。曰く、

「普通の場合に於て、此等兩派の何れが爭議解決上、有利の地歩を占め、其對手をして自家の提出條件に服従せしむるに至る可きかは、之を豫想すること困難に非ず。雇主輩は其數比較的少なきが故に容易に團結し得可く、而して法律の規定は又其團結を公認し、若しくは少なくとも之を禁ずることなきに、然るに労働者の團結は之を禁止せり。議院の決議を経たる法律中、労働の代價を引下げんとする團結に反對せるものは、一も存することなきも、之を引上ぐるの團結に反對するの規定は數多現存せり。加之、此種の爭議に際して雇主輩は労働者輩よりも永く持久するを得可し。地主、農業者、製造業主又は商人の輩は、縱令一人の労働者を用ひずとすも、既に蓄へ得たる其資本に依りて一二年間の生活を爲し得るを常とするに、然るに労働者に在りては業務なくして一週間の生活を爲し得る者は既に多からず、一個月を支へ得る者は更に遙に少なく、一個年を支持し得る者に至りては殆ど全く有ることなし。長期間を通じて之を觀れば、労働者の其雇主に取リて必要なるは、雇主の其労働者の爲に必要なること異なる所なしと雖も、前者の必要は後者の如く即時的ならざるなり」と。

「賃銀契約上に於ける労働者の地位は斯の如く不利なり。従つて其賃銀は割合に低下せられざるを得ずと雖も、「スミス」の所見に據れば賃銀には自ら一定の最低限度の存するものあるなり。曰く、

「労働者に對する其爭議に於て雇主は一般に有利の地歩を占むるに相違なしと雖も、併し賃銀には兎に角一定の率ありて永く其以下に普通賃銀を下落せしむることは、最下級の種類に屬せる労働の場合と雖も不可能なるが如し。

由來人間は其労働に依りて生活せざる可らず。而して其賃銀は少くとも一身を支ふるに足らざる可らず。否な大多數の場合に於ては多少其以上ならざる可らず。然らざれば其人は家族を養ふ能はざる可く、而して此種労働者の人種は最初の一代以上復た存續するを得ざる可し」云々。

斯くて氏は賃銀の永く生存費以下に在るを得ざるを説くと共に、労働に對する需要の増加する場合に於ては労働者の地位は有利と爲り、其賃銀は遙に此限度以



上に昇り得ることある次第を述べ、更に此需要増加の由て來る原因に就ては、

「賃銀に衣食する人々に對する需要の増加は賃銀支拂の資として定められたる基金の増加する割合以上に出づるを得ざるや明けし」

と論じて、以て後世に於ける賃銀基金説の端を啓き、勞働に對する需要の限度を定むるの原因として之を説明せり。

要するに「スミス」の所言に據れば、賃銀の多寡は本來勞働の生産力に依つて定められたるものなるも、土地の私有及び資本の蓄積行はれて、勞働の生産物に對する地主及び雇主の參加要求發生すると共に、勞働者に對する其分配即ち賃銀の割合は需要と供給の關係に依つて決定せらるゝに至る。而して其需要を決定するものは賃銀基金の多寡なるも、併し賃銀は如何に下落するも永く勞働者の生存費以下に在ることなきなり。

## (四)

今之を賃銀學說史の上より觀るに、英國の經濟學說史家「エドウィン・キャナン」の言に據れば、最近百五十年以來賃銀決定の原因に關して唱導せられたる主要なる

學說に三種あり。生存費説、需要供給説、及び生産力説是なり。生存費説は、生き且つ働くが爲には人間は依つて以て生活す可き資料を有せざる可らずといふ事實と、賃銀勞働者は自然の成行上依つて以て生活するに足るの程度以上を享得することなしといふ推斷とを基礎とせる「スミス」當時一般の通説にして、需要供給説は勞働を以て一種の商品と見做し、之に對する需要は之が支拂の爲に準備せられたる基金の數量に依つて決せらるゝものと爲せる一種の謬見に基づける學說に外ならず。而して第三の生産力説に據れば賃銀は畢竟生産物の一部分に外ならざるが故に、其多寡は産業の生産力と其生産物中より利潤及び地代として控除せらるゝ量額とに依つて決せらるゝものと爲すなり (Edwin Cannan; Theories of production and Distribution. 2nd Ed. chap. VII, § 2.)。

此分類より觀れば、「スミス」の所說の中には三説共に之を認むるを得可し。即ち氏が原始的社會の狀態に關して述ぶる所が生産力説に在りしは勿論、地主及び雇主の發生せる狀態に就ても、其賃銀の往時と異なるの點は地主及雇主がそれ〴〵勞働の生産物の一部分を要求するの一事に在るを指摘せるより觀れば、更に之を

敷衍して後世の生産力説を立つるは決して難きに非ざるなり。然れど當代の契約賃銀に關しては、氏は斯の如く徹底的に生産力説を固執することなく、所論を一轉して、賃銀契約上労働者が雇主に比して常に不利なる境遇に在るを論じ、暗に賃銀引下の傾向斷えざる次第を示しつつ、然かも賃銀は決して永く生存費以下に在ること無しと論結せり。故に此點に於ては當時一般の風潮に従つて所謂る生存費説を是認せるの觀なきに非ざれども、議論更に一步を進めて賃銀基金豊富なる場合には賃銀額著しく生存費の上に在る可きを論じ、幾多の事實を擧げて之を立證せんと試みたるより觀れば當時實際の賃銀に關する氏の眞意見は需要供給説又は賃銀基金説に在りたりといふを得可し。

依是觀之、此點に關する「スミス」の所説は頗る包括的なり。「キヤナン」の所謂る三大學説は何れも此に之を窺ふを得可し。然れど包括的なるが故に頗る不徹底なり。其生産力説の不徹底なるは勿論生存費説を説くに際しても其理由とする所は又甚だ不徹底なり。氏は労働者にして自己及び家族を養ふに足るの賃銀を得ざれば、其種の労働者は一代以上存續するを得ざる可しといふと雖も、雇主にして

氏のいへるが如く「團結に依りて労働者を壓服し得るの地位に立ち、而して常に「社會の利益よりも自家の私利に忠なる」輩なりとせば、次代の労働者の利益を無視して眼前の利益の爲に永く生存費以下に賃銀を引下ぐることなきを保せず。氏も亦基金の著しく減少しつつある邦國に於て明に此事實あるを認めたり。而して之と同様なる不徹底は賃銀基金説に於ても亦等しく之を窺ふを得可し。加之、原始状態に於て全部賃銀に歸したる労働の生産物の一部分が後世に及んで地主及び雇主の要求する所と爲れる次第を述べつゝ、然かも其要求の由來と當否とを論究せず、地主及び雇主當然の權利として漫然之を看過したるの状あり。蓋し當時の通説たる自然法説の上に於ては當然のことたりしなる可しと雖も、後世の所謂る労働者搾取説も亦此關係より推斷し得可きものなるを想へば、少くとも其由來と當否得失とは之を明にす可かりしなり。

## (五)

そは兎に角、實際の賃銀に關する「スミス」の見解は所謂る賃銀基金説と生存費説の折衷なり。賃銀決定の原因を労働に對する需要の方面に求めては、之を賃銀基

金の中に認め、更に労働供給の方面を究めては之を労働の生産費即ち所謂生存費の中に發見せしなり。即ち氏は一般の生存費説主張者の如く、賃銀を以て一に生活必要費のみに依りて決定せらるゝものと爲すことなく、又極端なる賃銀基金論者の如く單に基金の多寡のみが賃銀を決定するものとも認めず、生存費は單に賃銀の最低限度を劃するものにして、普通の場合に於ける賃銀は多少其上に在るを常とし、而して其多寡は賃銀基金の多寡に支配せらるゝものと爲せり。略言すれば氏は賃銀決定の原因を一個の事實に求めずして需要及び供給兩方面の事實に認めたり。故に氏は如上の議論に次ぎ一般賃銀論(第一編第八章)の大部分に於て此兩方面の事實に關する詳細の研究を爲したり。

即ち氏は労働に對する需要が賃銀基金の増加に比例するの外なきを述べたる後、更に議論を進めて曰く、

「此基金は二個の種類より成る。第一は生活維持に必要な程度以上の收入にして、第二は雇主自身の使用に必要な程度以上の資本是なり。」

地主、年金衣食者又は金満家が自己の家族を支持するに足ると思惟せる程度

以上の收入を有する時は、其人は該剰餘の全部又は一部分を用ひて一人乃至數人の奴婢を支持す。此剰餘を増せば其人は自ら此等奴婢の數を増す可し。

獨立の職人(中略)が自家使用の材料を購ひ且つ其製品賣却に至る迄一身を支ふるに足る程度以上の資本を得たる時は、其人は自ら其剰餘を以て一人乃至數人の職人を雇用し、其作業に依りて利潤を得んとするに至る。若し此剰餘を増せば其人は自ら使用職人の數を増すなる可し。

故に賃銀衣食者に對する需要は各國に於ける收入及び資本の増加と共に必然的に増加し、收入及び資本の増加なくして増加することは全然不可能なり。然るに收入及び資本の増加は即ち國富の増加なり。従つて賃銀衣食者に對する需要は國富の増加と共に自然的に増加し、國富の増加なくして獨り増加すること能はざるなりと。

依是觀之、「スミス」の所謂る基金は剰餘收入と剰餘資本とより成るも、其剰餘の收入と資本は常に國富に比例するものにて、國富の一定割合は常に此基金に振向けらるゝものと爲すに似たり。國富の増減は一に懸つて其國民の労働の生産力に

在るより觀れば、此に氏の基金説の根底に於て生産力説の伏在せるを認め得ざるに非ざるが如しと雖も、勞働の價值生産力の如何に依りて國富の一部分が或は勞働者の雇傭に供せらるゝことあり或は其用に供せられざることあるを認めず、信用の作用亦此割合に大なる影響ある次第に論及せず、唯漫然國富の増進と共に賃銀の基金自然的に増加するを説けるは、明に後世の偏頗なる賃銀基金説を生せしめたる原因たるなり。近世の明確なる生産力説は氏に於ては未だ胚芽の域をも脱せざるなり。其他、氏が本論に於て或は生活維持費以上の餘剰収入といひ、或は餘剰の資本といひつゝ、然かも其生活維持費なるもの、範圍限界を明示せず、餘剰の収入と資本との異同を辨せず、漫然之を國富の一定部分と推斷したるは、又氏の用語の頗る自由にして、推理の缺陷を不明確ならしむる一例を偲ばしむるものといふ可し。

## (六)

然れど「スミス」の説に據れば、賃銀の高低を決定するものは國富の大小如何に非ずして其増加の趨勢如何に在り。基金の源泉たる國富の大小、即ち需要の多寡のみは非ずして、他の一方に於ける供給即ち人口の多少も亦之が決定の原因たるなり。曰く、

「勞働の賃銀の騰貴を喚起するものは國富の大小に非ずして其繼續的增加に在り。従つて賃銀の最も高率なるは最も富めるの國に非ずして最も繁盛なる國即ち最も迅速に富裕に赴きつゝあるの國なり」と

斯くて、當時英國は米國よりも遙に富裕なるの國なるも、其賃銀は米國に於ける賃銀よりも遙に低廉なり是れ蓋し米國に於ける人口の増加頗る迅速なるも、其國富増加の速力は遙に人口増加の上に出で、勞働者の需要常に遙に其供給の上にあるが故に外ならずと斷じ、更に靜止的狀態の邦國に就ては例を支那に取りて、同國は既に久しく地球上最も富める邦國の一として知られ、其人民は勤勉にして地味亦豊饒なりと稱せらるゝも、同國に於ける最下級勞働者の貧困は實に言語に絶し、其窮狀は歐洲諸國中最も貧窮なる國民の最下級勞働者よりも勝れり、是れ畢竟國富の大なるに従ひ賃銀の基金又従つて大なる可きも、斯る状態久しきに亘る時は勞働者の供給年々増加して、其數遂に需要以上に達し、雇主は勞働の不足に苦むこ



となきに反して、労働者は其職を得るに苦むに至り、遂に賃銀は「普通人情に違背せざる最低率に引下げられたるが爲に外ならず」と説き、而して衰微状態の邦國に關しては基金漸減の爲に労働に對する需要逐年減少するの結果、上級の労働者は逐次下級の労働に其職を求むるに至り、最下級の労働者は益、過剰と爲りて其賃銀は最も悲慘且つ最も窮乏せる労働者の生存費の程度に下り、然かも數多の労働者は職を得る能はずして飢饉、窮乏及び死亡の慘害相次で發生し、此に其國の住民は減少して殘存せる収入及び資本の養ひ得る數と爲るに至る可しと説明して、「ベンゴール」に於ける當時の状態は正に之に當るなる可しと斷言せり。

即ち氏は一般賃銀の高低が國富と人口との關係に支配せらるゝの理を認めつゝ、然かも事實に照して其關係に三種の別あるを指摘し、國に依りて其高低の趨勢の必ずしも一樣ならざるを明にせり。故に國富の趨勢に比して人口増殖の勢を重視せる者は、氏の所説よりして「マルサス」一流の悲觀的經濟學を演繹し得可く、又之に反し國富増進の無限なるを信する者は之と反對に「バスター」一派の樂觀說を敷衍するを得可し。「スミス」を基礎として所謂正統派の經濟學に悲觀樂觀兩

様の經濟學說を生じたる所以又以て見る可き次第なれども、併し氏自身は其何れにも偏することなく、嚴然たる事實を基礎として實際社會に存する理法其物を闡明するに過ぎざりしなり。

而して氏は此點に關して英國社會の實狀に論及し、既往及び當時の事實に準據して英國に於ける賃銀が遙に其最低率以上に在る次第を明にせり。今其所論の要旨を摘起すれば、曰く、賃銀が其最低率即ち生存費に在りとすれば、少くとも冬は夏よりも高率ならざる可らざるに、英國の大部分に於ける事實は正に之に反し、夏日の賃銀却つて最も高し。是れ其賃銀の最低率に非ざる第一の證左なり。第二に賃銀其最低率に在りとすれば、賃銀は食料品の代價と共に變動せざる可らざるに、然るに英國の賃銀は食料品代價と平行せず。更に第三に英國に於ける各地間の賃銀の相違は各地間の食料品の相違よりも甚だしきものあり。又以て賃銀の最低率に在らざるの一證左と爲す可し。第四に各地方の間並に既往と現在の間に於ける賃銀と食料品代價とを比較すれば、其相違は往々正反對の變動を示せり。例令は英國の穀價は蘇國よりも低廉なれども、其賃銀は一般に蘇國に於ける



よりも高率を示し、又前世紀に於ける賃銀は現世紀に於けるよりも遙に低廉なるに、現世紀の穀物其他の日用品は前世紀よりも却つて低廉なり。以上何れも英國の賃銀が其最低限度に在らざるの證左ならざるはなしと。

以て氏が賃銀に關して當時の佛國經濟學者「ケネー」(Quesney; Oeuvres, Ed. Oncken, p. 226) 及び「チャルナー」(Réflexions, §. VI) 等の如き悲觀論者に非ざるを見る可し。縱令ひ當時の英國の實狀の然らしむる所なりとはいへ、又以て氏が決して一部論者の附解するが如き生存費說論者に非ざるを知る可し。

(七)

氏は斯の如くして「勞働の報酬の豊なるは國富増進の必然の結果なると共に又其自然的徵候なり、之に反して勞働に従事せる貧民の生活維持費の窮乏せるは其社會が靜止的狀態に在るの自然的徵候に屬し、勞働者の飢饉的狀態は其社會の退歩しつゝある徵表なり」と論斷して社會的見地より高き賃銀を謳歌し、以て當時に於ける重商主義者一流の通説に一矢を酬ひたり。蓋し當時の賃銀を論ずる者は概ね勞働者の見地より之を觀ずして商人の見地より之を論じ、高き賃銀は物價を

高からしめ輸出を困難ならしむるが故に、一國の爲に不利なり、賃銀の低きこそ國家の利益なりと爲せるの風ありしなり。然るに「スミス」は勞働者の見地といはんよりも寧ろ社會全般の爲といふ可き見地に立ち、英國に於ける高き賃銀の利害を論じて曰く、

「下層階級の人民の此境遇改良は其社會の利益と認む可きか、將た不利益と見做す可きか。此問題に對する答辯は一見頗る簡明なるが如し。各種の僕婢、勞働者及び職人は各政治的大社會の最大部分を構成せり。而して大部分の境遇を改善するものは、決して其全體に取りて不便なるものと認むるを得ず。所屬各員の最大部分が貧窮且つ困難なる社會は確に幸福繁榮の社會たるを得ず。加ふるに人民の全部に衣食住を供給するの任に當れる此等の人々が、自家勞働の生産物中より各自相當の衣食住を享得し得可き程度の配分を受くるは、唯、是れ公正の途に外ならざるなり」と。

以て氏が明に公正の見地より勞働者の同情者、其利益の辯護者として立てるを見る可し。斯くて氏は貧困が必ずしも出産を妨げざるも小兒の養育に妨害を興

へて結局人口の増加を制限するの結果あるを説き、其終に於て

「各種の動物は其生存資料の割合に準じて自然的に増殖し、而して決して此割合以上に増殖するを得ざれども、文明社會に於ては、生活資料の缺乏が人類増殖の進展に制限を畫するの事實は獨り下層階級の人民の間に之を見るに過ぎず。而して其の之を畫する方法は彼等下層人民の多産的なる結婚より生せる小兒の一大部分を破壊するの外、他に其途あることなし」

との斷案を下すと共に、更に進んで豊富なる労働の報酬は之と反對に人口の増加を促し労働の供給を増加するの結果あるを論じ、此に後世に於ける「マルサス」の人口論の種子を播けるも、併し氏は「マルサス」の如く此人口増加の結果を悲觀せず、却つて之を嘆ずるは畢竟最大なる公共的繁榮の必然的原因と結果とを悲むものなり」と爲して、恰も之を祝福するが如き口吻を漏せり。

「スミス」は斯の如く豊富なる賃銀に關して啻に人口に及ぼす其影響を悲觀せざるのみならず、更に其一方に於て斯る賃銀は大に労働者の勤勉を奨め、能率を高め、生産を増加せしむるの結果あるを力説し、豊年は労働者の生活を安易にするが故

に其怠慢を促し生産力を減せしむとの俗説を攻撃して、豊年には賃銀高く凶年には之に反するが故に雇主輩は凶年を喜ぶの風あるも、是れ畢竟豊年に労働者の獨立するもの多きが故に外ならず、豊年には労働者は一層勤勉にして其生産高も亦凶年よりも遙に多大なりと極論せり。即ち此點に於ては氏は徹頭徹尾當時の潮流に反抗して高き賃銀の辯護者たるなり。

而して年の豊凶と賃銀の高低との關係に關する此議論は氏を驅りて再び食料品の代價と賃銀との關係に論及せしめたり。蓋し氏の引證せる事實に據れば賃銀の變動は必ずしも常に食料品の代價と平行せず、時に正反對の變動を示すことあり。従つて食料品と賃銀との間には何等の關係なきが如く、又常に氏の念頭を去ることなき生存費説をも全く無意義のものたらしむるの觀なきに非ず。然れど「スミス」は説を立て、曰く「食料品の代價が労働の代價に何等影響する所なしと想像するは非なり。労働の代價は必然的に労働に對する需要と生活必需品及び便宜の代價との兩事情に依りて支配せらる。労働の需要は(中略)労働者に支給される可き生活必需品と便宜との數量を決定し、而して労働の貨幣的代價は此數量を

購ふに必要な金額に依りて決せらる。故に労働の貨幣的代價は食料品低廉なる場合にも時に高きことありと雖も、併し需要の状態永く同一に繼續せりとせば食料品高價なる場合には更に一層高かる可しと。斯くて氏は豊年に於て労働の需要増加し凶年に於て其需要減少し、賃銀亦此増減に應じて増減することあるも、是れ概ね非常の豊年又は凶年のことに屬し、普通の場合に於ては、凶年の需要減少は賃銀を引下ぐるの傾あるも、一方に於て其食料品騰貴は却つて之を引上ぐるの傾を有し、豊年に於ける労働の需要増加と食料品の下落亦同様に其結果を相殺する傾ありと爲し、此に前後所論の前提とせる豊年穀價低落説を否定するの説を爲せり。食料品の代價と賃銀の間に多少の關係あるは之を否認す可きに非すと雖も、此關係は收穫の増減と穀價の關係の如く即時に現はるゝものに非ず。相當の長時日を経て初て現はるゝものなり。然るに氏は此兩種の關係を相平行して現はるゝものとして推論せんと欲す。其間に多少の矛盾を來たす又免れざる所なる可し。併し氏が此説明中に於て通俗の所謂賃銀即ち貨幣的賃銀を呼ぶに特に労働の貨幣的代價なる言辭を用ひ、之を氏の所謂労働の賃銀と區別したるは、

氏が賃銀と認むるもの主として當今の所謂實際賃銀の上に存じたるを窺ふに足る可く、以て氏の觀察が貨幣賃銀の外、復た他を顧みざりし當時の一般思想の上に卓越したるを見るに足る可し。

其他、氏は又一般賃銀論の最後に於て賃銀と物價との關係を論じ、賃銀の騰貴は物價中の賃銀に歸屬す可き部分を増加して幾多物品の代價の騰貴を促し、従つて内外に於ける其物品の消費を減少せしむるの傾あるも、併し賃銀騰貴を惹起せると同一の原因、即ち資本の増加は一方に於て労働の生産力を増さしめ、幾多物品の供給を増加して結局其代價を下落せしむるの傾あるが故に、賃銀騰貴の結果は生産數量増加の結果に依り相殺せらるゝこと少からずと爲せり。大體に於て至當の見たるを失はずと雖も、食料品と賃銀との關係と等しく、單に需要供給の關係より演繹せる大體論にして、所論稍精緻を缺けるの憾なきに非ず。

(八)

以上は一般賃銀即ち普通平均の賃銀に關する「スミス」の所論の梗概なり。然れど實際の賃銀は同一の時期及び場所に於ても人に依り職業の種類に依りて相違

せり。各人の賢愚と勤惰に基づく其相違は、自明の理として暫く之を擱くとするも、勤惰賢愚の點に於て殆ど何等の差別なきに拘らず尚ほ且つ職業の種類に依りて其間に甚だしき相違を生ずる其理由は、多少不明瞭なるものなきに非ず。然れば「スミス」は國富論第十章に於て此相違の因て生ずる原因を説明せんと試みたり。而して氏は、同章に於て賃銀の相違と利潤の相違とを併せて之を論せるも、其立論の根底とせる所は冒頭に説ける數言に盡せり。曰く

「勞働及び資本の各種用途に於ける利益と不利益の總計は、同一地附近に於ては全然平等なるか、若しくは斷えず平等に歸するの傾なきを得ず。若し同一地附近に於て或業務が明に他の諸業務よりも有利又は不利なる場合ありとせんか、有利なる場合には多數の人々之に集まり、不利なる場合には多數の人々之を去る可く、從て其利益は間もなく他の諸業務の平準に復歸するに至る可し。少くとも諸事一切自然の推移に委せらるゝの社會、即ち完全の自由行はれて、各自それ〴〵全く自由に自ら適當と認むる職業を撰み、且隨時自ら適當と認むる儘に之を轉じ得るの社會に於ては、事實正に斯の如きものある可し。各人の利益

は自ら其人を誘ふて有利なる業務を撰み、不利なる業務を避けしむ可きなり。

貨幣的の賃銀と利潤とは、歐洲各地何れに於ても、勞働及び資本の用途の異なるに從ひ、甚だしく相違せるありと雖も、併し此相違は一部分は諸業務それ〴〵に於ける一定の事情に基づき、又一部分は歐洲の政策に歸因せり。即ち業務其物に附隨せる一定の事情は、或業務に於ては金錢的一小利益を償ふに足り、又他の業務に於ては一大利得を相殺するに足るの實あるか、若しくは少くとも當事者をして其實ありと想像せしむるものあり。而して又歐洲の政策は何れに於ても諸事一切を自由に委せざるものあるなりと。

即ち氏の意見に據れば、各種勞働の賃銀は需要供給の關係上本來平均す可きものなるも、實際に於て其間に相違を生せしむる所以のものは各職業それ〴〵に附隨せる金錢以外の他の利益不利益あると、政策上の干渉が自由競争を制限すると

の兩原因あるが故に外ならざるなり。而して氏は先づ第一節に於て各種勞働に附隨せる金錢以外の利益不利益を生せしむる事情として左の五種を挙げたり。



第一、賃銀は作業の難易、潔不潔、名譽不名譽等、一般に其快不快に依つて相違す。愉快なる勞働の報酬は低く、之に反する勞働の賃銀は高し。

第二、賃銀は其業務を學習するの難易に依りて相違す。學習の困難又は失費多き職業は賃銀高く、之に反する職業の賃銀は廉なり。

第三、賃銀は其業務の繼續性の大小に依りて相違す。繼續的の職業は賃銀低く、需要の變動常なく従つて繼續性少なき職業の賃銀は割合に高し。

第四、賃銀は其職業に要する世間の信用の多少に依りて相違す。多大の信用を要する職業の賃銀は然らざる職業の賃銀よりも高し。

第五、賃銀は其職業に於ける成功の可能性の多少に依つて相違す。成功の可能性多き職業に於ては其可能性少なき職業よりも賃銀低し。

要するに此等の事情に基づく利益不利益は貨幣賃銀の一部分と相殺せらるゝものにて、此等の利不利と實際の貨幣的賃銀とを合算すれば即ち實際の總賃銀は各職業の間相平均す可しと爲せるなり。一見至當の所説にして、其大部分は當今に於ても認容せらる。加ふるに氏の巧妙なる説明は讀者を魅して其間何等の缺點なき感を抱かしむるものありと雖も、少しく注意して之を讀過する時は此等の相違一切を單に各職業の利益不利益といふ一名稱の下に包括するは頗る怪異の感なきを得ず。殊に第四に擧げたる信用の多少に關し、多くの信用を必要とするの一事を其職業の不利益の一とせる如きは全く理由なきことに屬せり。職業習得の失費と賃銀との關係亦必ずしも氏の所説の如く一概に斷言し難きものあり。従つて此二點が後世の研究者に依りて是正せらるゝに至りたるも亦宜なりといふ可し。

由來一職業に必要な世間の信用又は信認は從業者其入の資産、性格又は技巧に出づるものにして、其大なるは其當人の利益と爲るも何等の不利益と爲るなし。然るに此信用の大なる者が多大の報酬を受くる所以のものは他なし、斯る人物割合に少なく其供給充分ならざるが故なり。而して賃銀の高きに拘らず、其供給の充分ならざるは斯る資格を養成するに多大の經費即ち一種の不利益の伴ふことあるが故のみに非ず、或は其人の境遇に依り或は其天稟の材能に依り自由に之を養成すること能はざるが爲に外ならざるなり。略言すれば其供給の自由に制限



あるが爲なり。天才的の音楽家、美術家等に對する報酬の高きも亦之と等しく、教育の經費高きが故に非ずして天與の其供給充分ならざるが爲に外ならず。何れも一種の自由競争の制限にして、當該職業の利不利といふ可らざるなるなり。然るに「スミス」が自由競争の制限といへば單に國家政策の干渉に限れるものと即斷して、社會的境遇の束縛並に個人天稟の材能の等しく自由競争を制限するものなるの事實を閑却したるは、觀察周到なる氏としては一大過失といはざる可らず。

そは兎に角、「スミス」に據れば、此等の利不利を總括して之を觀る時は、各種の賃銀は相平均す可きものなるも、併し其平均的傾向の實現するが爲には完全なる自由競争の行はるゝを要す。然るに歐洲諸國從來の政策は此自由競争に制限を加へ、賃銀の歸一的傾向を阻止したりと爲して、第二節に於て其干渉の方法を左の三種類に分ちて詳細に之を説明せり。

第一、歐洲の政策は或職業に於ける競争を一定の少數者に制限し、斯る制限なければ其競争に加はり來る可き幾多の人をして之に加はるを得ざらしむ。職業組合の特権は即ち其主要手段なり。

第二、歐洲の政策は或職業に於ける競争を増進し、自然的に之に加はる可き人數以上の競争者を之に參加せしむ。公私各種の施設に依り僧侶及び教師等の教育費を低廉にして其養成に努むるは即ち是なり。

第三、歐洲の政策は各職業間並に各地方間に於ける労働者の自由移動を妨害して、各種職業の上に於ける利益不利益の不平等を惹起す。徒弟條例及び職業組合の特権に基づく轉職妨害と貧民法の規定に基づく住居移轉の妨害とは即ち是なり。

此説明に於て、氏が實に長文に亘りて當時の法制の利害を詳論し、殊に英國法制の缺點を指摘したる其態度は、氏の此大著が經濟學理論としてよりも寧ろ當代社會の改良を目的とせる政策論として著されたるものなるを想はしむるものなきに非ず。殊に第一種と第三種の干渉方法を論ずるに當りて、職業組合の特権に基づく各種の弊害と不利益とを詳述し、貧民法に於ける救助規定が人民の自由移動を制限せるの不法と不利益とを擧げて、此種の干渉に熱罵を加へたる其態度は實に自由主義の奮闘者たる感を深からしむるものあり。然れども第二種の干渉方

法を説くに際しては、僧侶、教師、及び文人等の報酬が斯る干渉の爲に然らざる場合よりも大に低減せられたるの事實を認めつゝ、然かも其結論に於て

「惟ふに如上の不平等(即ち教師其他の給料の自然給料よりも低きこと)は全體に於て社會公衆の爲に、有害なるよりも寧ろ有利なるものなる可し。教師の職業の地位を多少低下せしむるの弊は免れざる可きも、學校教育の低廉なるは充分に此瑣細の不便を償ふて尙ほ大に餘あるの一大利益たるや疑なし。加ふるに此教育の行はるゝ、小學及び大學の組織にして、當今歐洲の大部分に於ける實狀よりも一層合理的なるものなるに於ては、公衆一般の之より享くる利益も亦更に遙に大なるものある可し。」

と斷じたる如き、氏が決して自由主義のみに捕はれざるを觀る可し(本論第一節參照)。

## (九)

賃銀に關する「スミス」の學説は大約以上述ぶる所の如し。後世に於ける各種の賃銀學説並に賃銀政策論の萌芽は概ね此に之を認むるを得可く、氏が斯學上各種

思想の淵源たるの一端亦此に之を窺ふを得可し。

併し、其用語には意義の頗る不明確なる場合少からず。殊に世俗普通の用法に従つて其意義を二三にせる場合も少なしとせず。又其立論に際しては自由主義と個人主義の思想を中心としつゝ、然かも時々國家主義並に人道主義の理想を交へて演繹的推論を試み、又一方に於ては歴史的並に現實的事實に立脚せる歸納的結論を下すに努めたり。其結果は前述の如く幾多の矛盾と混亂を生じ、又後世をして氏の眞意を捕捉するに苦ましむるに至れるものあり。殊に氏の政策論に至つては、極端なる自由の弊害を認め、時に國家的干渉の有利なるを是認しつゝ、然かも思想の根底に於ては自由主義の信仰に驅られて、遂に一度も國家的干渉の適當なる方法及び範圍を明にせず。唯、君主の職分論に於て漠然たる自由主義的限界を示すに止めたり。其結果は各種政策の端緒を示しつゝ、然かも其方針及び方法を了解するに苦ましめたり。斯る事實は單に上述せる賃銀論のみを觀るも亦其大體を窺はしむるものなきに非ず。例へば、勞働者擄取説の一端を示して然かも社會主義的政策論は出でず、勞働者の弱點充分に認められて然かも勞働者保護

又は貨銀干涉の政策論に到達せざりしが如き即ち是なり。

要するに、スミスの所説には幾多の矛盾あり撞着あり、不徹底もあれば未熟なる點もあり。其結果は後世をして敵も味方も同時に氏を宗とせるが如き奇觀を呈するに至らしめたるものあり(Held: *Sociale Geschichte Englands*, S. 158) 然りと雖も是れ固と碧玉の微瑕のみ。斯學研究の上に於て周到なる注意を以て廣く多面的の觀察を試み、時代思潮の上に超然として一主義一理想に捕はるゝことなく、冷ねく各種の思想を綜合して、社會全般の利益といふ大處高處より公正嚴明なる斷定を下さんと試みたる其學風は、永く後世の儀表たるを失はず。研究愈、深くして其議論兎角偏狹に馳せんとするの傾ある最近の思想界に於て、スミスの追懷は又正に頂門の一針たるを失はざる可し。

### アダム・スミスの『道德情操論』に就て

川 合 貞 一

『國富論』なるものがアダム・スミスの名をして不朽ならしめたと同じく、『道德情操論』なるものがまた渠をして倫理學史上、重要な地位を占めるに至らしめたのである。が、然し『國富論』と『道德情操論』とは其の根本思想に於て一見全く相容れない所があるものゝやうに思はれる。と云ふのは、『國富論』なるものは主として己の原理の上に打建てられてゐるのに反し、『道德情操論』なるものは同情の原理の上に打建てられてゐるからである。そこで、此の兩者が如何なる關係を爲してゐるかと云ふことが疑問とならざるを得ない。

所で、此の疑問に對してまづ第一に考へられるのは、アダム・スミスは、『道德情操論』に於ては、利己主義を以て倫理學の原理となすことに反對したけれども、後にな